



東京圏から函館市への移住で 移住支援金を

最大 **10万円** + 18歳未満の
お子様1人につき
100万円を加算※

支給します！

※令和5年4月1日以降に、
18歳未満の世帯員を帯同して
転入した場合が対象です。

世帯で移住

100万円

単身で移住

60万円



申請には所定の要件を満たしていることが必要です。
主な要件は**裏面**をご覧ください。

詳細は函館市ホームページよりご確認ください。

函館市 移住支援金

検索

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020043000070/>



お問い合わせ

函館市企画部企画管理課

住所 函館市東雲町4番13号（市役所本庁舎6階）

移住支援金対象者の主な要件について

要件 1 移住元に関する要件

下記の(1), (2)の**いずれにも**該当する必要があります。

- (1)移住（住民票を移す）直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住または東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤していた方
- (2)移住（住民票を移す）直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤していた方

※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

（一部該当しない地域がありますので詳細はホームページをご覧ください）

要件 2 移住先（函館市）に関する要件

下記の(1)～(3)の**いずれにも**該当する必要があります。

- (1)令和5年4月1日以降に函館に転入した方
- (2)移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内である方
- (3)移住支援金の交付申請日から5年以上継続して函館市に居住する意思のある方

要件 3 就業等に関する要件

下記の（1）～（5）の**いずれかに**該当する必要があります。

(1)就業

北海道が開設するマッチングサイトの移住支援金対象求人の掲載企業へ就業した方

(2)就業（専門人材）

内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

(3)起業

北海道が実施する「地域課題解決型起業支援事業費補助金」の交付決定を受けた方

(4)テレワーク

所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、函館市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う方

(5)関係人口（②および③については、令和6年4月1日以降に転入した方が対象）

下記の①～③の**いずれかに**該当する方で、

①および②に該当する方については、アまたはイの**いずれかに**該当すること。

- ①函館市に居住歴または通学歴がある方
- ②函館市実施の「おためし移住」を利用した方
- ③函館市奨学金返還支援事業における交付対象者の認定を受けている方

- ア 函館市が開設する就職マッチングサイト「函館しごとネット」でマッチングのうえ、移住支援金対象求人の掲載企業へ就業し、5年以上継続して勤務する意思を有している
- イ 函館市内で起業し、雇用保険の被保険者を1名以上雇っている

要件3の就職サイトについてはQRコードからご確認ください。

